

令和元年度第1回化学物質審議会  
産業構造審議会製造産業分科会第7回化学物質政策小委員会  
議事録

日時：令和2年1月31日（金曜日）13時30分～15時30分

場所：経済産業省本館17階第1～3会議室

**議題**

- (1) 化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について
- (2) 化学物質審議会の審議状況等についての報告

**議事内容**

○山岡課長補佐　ただいまから、令和元年度第1回化学物質審議会及び産業構造審議会製造産業分科会第7回化学物質政策小委員会の合同会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。私、経済産業省の化学物質管理課の山岡と申します。よろしく願いいたします。

本日は、化学物質審議会、化学物質政策小委員会ともに委員の過半数にご出席いただいております。定足数を満たしております。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元のタブレットのPCの中に資料を格納しております。使い方がわからない場合には、事務局にお申し出ください。

まず、資料1、「座席表」でございます。続きまして、資料2、「議事次第」でございます。続きまして、資料3、「委員名簿」でございます。続きまして、資料4、説明資料「化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について（総論）」でございます。続きまして、資料5、同じく説明資料、「改正化審法の施行状況とリスク評価の現状について」でございます。続きまして、資料6、「化学物質排出把握管理促進法の施行状況と最近の動向について」。続きまして、資料7、「フロン対策の現状について」でございます。続きまして、資料8、「化学兵器禁止法の施行状況と最近の動向」。続きまして、資料9、「化学物質審議会の審議状況等について」でございます。最後に、参考資料1といたしまして、「化学物質審議会・化学物質政策小委員会の概要」を配布しております。

以上、不足等ございませんでしょうか。

また、本日、皆様の机の上にマイクをご用意させていただいております。ご発言の際にはボタンを押していただき、終わりましたら、ボタンをもう一度押してスイッチをお切り下さい。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して、経済産業省大臣官房審議官製造産業局担当の大内からご挨拶申し上げます。

○大内審議官 皆様、こんにちは。経済産業省の製造局で審議官をしております大内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、ご多用の中、委員の皆様にはお集まりいただき、まことにありがとうございます。前回の審議会から1年間、化学物質審議会の関係では審査部会、安全対策部会、さらには化管法物質選定小委員会が開催されまして、また、産構審の関係では、制度構築ワーキンググループ及びフロン類等対策ワーキンググループが開催されました。委員の皆様から多岐にわたるご指導を受け、新しい制度の構築や制度の執行ルールの決定を進めることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

具体的には、審査部会及び安全対策部会では、物質の有害性判定やストックホルム条約締約国会議において廃絶対象物質とすることが決定されたPFOA等の国内担保措置の内容等をご議論いただきました。また、制度構築ワーキンググループにおきましては、化管法の見直しの方針等を取りまとめていただき、化管法物質選定小委員会では、化管法対象物質の選定に向けた議論を開始していただきました。さらにフロン類等対策ワーキンググループでは、フロンの廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性をご議論、とりまとめをいただきました。

本会合では、前回の会合からこれまでの化学物質管理政策の取り組みや今後の施策の方向性についてご説明をさせていただきます。委員の皆様には闊達な意見交換をお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○山岡課長補佐 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。

お手元資料3、「委員名簿」をご参照いただければと思います。

最初に、東海化学物質審議会会長及び化学物質政策小委員会委員長でございます。

続きまして、浅野審議会委員でございます。

続きまして、緒方審議会及び小委員会委員でございます。

続きまして、織審議会委員でございます。

続きまして、柿本審議会委員でございます。

続きまして、坂田審議会専門委員でございます。

続きまして、崎田審議会及び小委員会委員でございます。

続きまして、酒向審議会委員でございます。なお、酒向委員におかれましては、ご都合により15時ごろ退席されるというふうにお伺いしております。

続きまして、淡輪小委員会委員でございます。

続きまして、東嶋審議会及び小委員会委員でございます。

続きまして、中西小委員会委員代理の三浦様でございます。中西委員には、今回から小委員会専門委員にご就任いただいております。

続きまして、中村小委員会委員でございます。

続きまして、山田審議会専門委員及び小委員会専門委員代理の苅宿様でございます。なお、山田委員には、今回から審議会専門委員及び小委員会専門委員にご就任いただいております。また、苅宿様におかれましては、ご都合により14時半ごろ退席されるというふうにご伺いしております。

また、今回、大石審議会及び小委員会委員並びに飛原小委員会委員は、ご都合がつかずご欠席と伺っております。

以上、委員の紹介でございます。

なお、当合同会合では、簡単な議事概要及び詳細な発言を記載した議事録を作成し、後日、公表する予定にしております。議事録案は、後日、事務局から委員の皆様にご確認をいただくということといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、東海会長・小委員長に一言ご挨拶をいただいた上で議事進行をお願いしたいと存じます。東海会長・小委員長、よろしく願いいたします。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。皆様方、日ごろから化学物質管理政策等にご支援等いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、1年間の活動に関しまして忌憚のないご意見をいただきたく思いまして、短い時間ですけれどもよろしく願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

進め方といたしましては、まず事務局から議題1の化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性につきまして、資料4から8までを一通り説明いただいた後、意見交換

の場を設けたいと思います。

それでは、事務局から資料4の説明をお願いいたします。

○徳増課長 化学物質管理課長の徳増です。

それでは、資料を使って、本日のご議論いただきます中身について説明をしたいと思えます。資料4をお開きいただければと思いますけど、こちらは私のほうから説明をさせていただきます。全体の総論、概要になっています。その後、資料5から8につきましては、おのおのの法令ごとに補足説明をさせていただくという形で進めたいと思います。

それでは、早速、資料4の1ページ目をごらんいただければと思います。1ページ目みいただきますと、化学物質管理政策の最近の動向についてということで1枚紙にまとめています。経産省における化学物質管理政策、基本的には、各法令を的確に運用しながら適切な化学物質管理をしていくということで進めています。ここに記載してあります1から5にあるような法令を具体的に運用しながら、化学物質管理政策を進めていきます。

最初の1.の化審法、こちらは新規化学物質の製造・輸入に関する規制であり、上市後の継続的な管理をしていくといった法令でありますけれども、2年半前に法改正をしています。規制を合理化することで、特例制度を使いやすくするというために法令改正をしています。昨年1月から施行が始まりまして、その結果、1年間をみていきますと割と期待したような効果が出ていますので、そのあたり、後ほど紹介したいと思います。

それから化審法、ストックホルム条約（POPs条約）の担保法になっておりますので、その関係で廃絶対象物質の追加というのが締約国会議で決まっています。今後、政令改正を予定しているといった次第です。

2番目の化管法、こちらはP R T R、S D Sといった制度でありますけれども、2018年に、政府全体の規制の5年見直しの年に当たっておりまして、見直しを進めてまいりました。昨年の夏までに、制度そのものは大きく変えないものの、過去10年間、物質が変わっていないということで物質を変えていこうということでもあります。現在、環境省、厚労省とともに物質選定に向けた審議会を開始しているところになっておりまして、今後、それを受けて政令を改正していく予定を考えています。

3番目に、オゾン、フロンとの関係であります。こちらは法令が2つあります。1つがオゾン層保護法、こちらはモントリオール議定書の担保法になっておりまして、従来、特定フロンを代替フロンに変えるということをやってきましたけれども、新たなフェーズとして、さらに代替フロンを削減するというフェーズに移ってきています。そのための法改正、

1年半前に行いまして、昨年の1月より段階的な削減のフェーズに入っていますということです。

もう一つ、フロン排出抑制法というのがございます。こちらはライフサイクル全体でフロンの削減を図ってといったものでありまして、特に課題が、機器の廃棄時のフロン類の回収率が上がっていないということでもあります。そのためのいわゆる取り組み強化のための法改正というのを昨年の夏行っておりまして、今度の4月から施行になっています。

4番目、化学兵器の関係、こちらは締約国会議で新たな物質追加が決まっていますので、それを受けたような政令改正を予定しています。

最後に5番目、水銀の関係でございます。こちら、2年前の1月から、第1陣として水銀電池、蛍光ランプ等規制が始まっておりますけれども、約1年後、12月31日から第2陣としてボタン型アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー等も規制対象になるといったあたりが主なところであります。

2ページ目以降、簡単に各法令ごとの主な概要を紹介したいと思います。2ページ目以降が化審法でありますけど、化審法、2年半前に改正をしておりますけれども、特例制度を使いやすくしようということで、1トン、10トンといったような特例制度を使うための全国総量の上限値の考え方、こちらを製造・輸入量から環境排出量に変えたといったあたりが大きな変更点であります。その結果として、昨年の1月から新しい法律のもと施行がされていまして、そのあたり、どう変わったかが真ん中あたりの表のデータになります。

2018年と19年を比べていただきますと、赤字の部分みていただければと思いますけれども、総申出件数、大体3分に2になっています。3万6,000から2万5,000ということで、当時からもいわれてはいますが、割と枠取り的に出しているような申請もあるという中で、そういったものが減ったのではないかと思います。最も重要なのが数量調整でありまして、1トン、10トンの枠を超えてしまいますと数量調整が発生します。こちら、件数自体も4,000から620に、さらに割合でも11%から2%にと減っています。右側にオレンジで吹き出しが出ておりますけれども、実質的に今回の改正に伴って数量調整が必要なもの、排出係数が1のもののみになってきたと。洗浄剤であるとか芳香剤は残っていますが、その他のものについては、およそ特例制度が使える形になってきたということでもあります。

もう一点、一番下の円グラフは電子申請であります。あわせて電子申請もしやすくしたということをやっています。その結果、約3割、電子申請がふえておりまして、現在85%近く、何らかの形で電子的に書類が出てくる形になってきているということでもあります。

続きまして、3ページ目ごらんをいただければと思います。W S S D 2020年目標ということで、既存の化学物質のリスク評価をこの法令の中で担保していこうということをやってきています。現在、2万7,000物質、96%まで終わっております。残り1,000弱で800～900残っているところでありますけれども、残りについてはかなり難度が高い物質が多いということで、数年前より環境省、厚労省とともに、目標を具体的に1、2、3と決めながら進めてきています。

目標の1番目がスクリーニング評価を一通り終えるということでありまして、下のグラフの赤の部分になりますけれども、有害性の情報未収集物質は着実に減ってきています。2番目の第二種特定化学物質に指定すべきものは指定するについても、着実に検討は進んでおりますといったような状況にあります。目標3、なかなか評価を行うためのデータが得られていないような物質もありまして、そういったものについて評価が行えるめどを立てるということでありまして、こちら、青字の部分になりますけれども、省令の改正をしております、届出様式を変えています。これによって、構造であるとか組成情報が集まる形になっています。それに伴って、ことしぐらいから、そういったような従来のなかなか評価が行えなかったものについても評価が行えるようなめどが立ちつつあるなというふうに思っているところです。

続きまして、4ページ目ごらんいただけますでしょうか。4ページ目は今後の化審法の方角性であります。アメリカ、EU等みますと、in silico、コンピューターを使った試験も含めたようなさまざまなデータを、信頼性等重みづけをした上で総合的に評価を行う方角性というのを志しています。我が国においても、ウエイトオブエビデンスといったような言い方がされますけど、そういったような試験方法を考えていきたいということで、委託調査等しながら今検討を進めているような状況にあります。

5ページ目、同じく化審法、P O P s 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の担保法になっています。その関係で、5ページ目の「2. 最近の動き」をみていただければと思いますけれども、この間の春に締約国会議（C O P）が開かれています。それまでP F O Aといった物質の追加が決議されています。秋にはP O P R Cという検討委員会が開かれています。その場では、P F H x Sといったような物質が、廃絶物質として追加を締約国会議に勧告するということが決まっています。通常、次回の締約国会議、2021年にありますので、2021年には廃絶になっていくといったような感じになるのではないかと思います。その他難燃剤に使われていますデクロランプラスであるとか、あるい

は殺虫剤等に使われています。メトキシクロルといったような物質について、詳細検討を進めていくといったあたりが決まっています。

「3. 化審法における措置」ということで、当面の課題は、化審法において既に決まったPFOAを政令においてしっかり担保していく、廃絶に向けて政令を変えて担保していくことが今後の課題ということで今やっているところになっています。

6ページ目、ごらんいただければと思います。こちら、先ほど出てきましたいろいろなデータを総合的に評価したいという流れでありまして、AI-SHIPSといったプロジェクトを行っているということでもあります。毒性関連のデータを使って安全性予測システムをつくるといったものになっています。我が国は、45年間化審法を運用してきていまして、かなり毒性管理のデータを持っている国の一つになっています。そうした中で、新たなデジタルの技術を使って予測システムをつくっていききたいという試みで、今、5年プロジェクトの3年目になっていますということです。

7ページ目、みていただければと思います。こちらからは化管法、事業者には排出量を出していただいて、それを公表することを通して削減を目指していくようなスキームでありますけれども、化管法については、7ページ目の下のスケジュールのところからみていただければと思います。2018年が政府全体の5年見直しといった年に当たっていきまして、5年ごとの見直しということで環境省と一緒に検討を始めています。この間の夏までに、審議会で制度そのものは大きく変える必要はないものの、過去10年間物質が変わっていないので物質を変えていききたいということで、今現在、厚労省も入れて3省で物質選定の審議会を始めたところになっています。

8ページ目、ごらんいただければと思います。物質を変えていく上で最も大きな変更点が8ページの右上にありますけれども、暴露の基準を製造・輸入量から排出量に変えるということを今回行っていききたいと思っています。本来であれば、化管法はまさに排出に関する法令でありますので、排出量が大きなメルクマールになるはずなのですが、制度をつくった約20年前にはなかなか排出量に関するデータがない中で、製造・輸入量でとりあえず物質の選定が行われたといったところで、過去20年近くの化管法運用の蓄積を踏まえまして、排出量をベースに物質を変えていききたいということでもあります。

それから、9ページ目はフロンの対策であります。こちら、法令が2つありますということで、1つがオゾン層保護法で、モントリオール議定書、80年代半ばからできているわけですけれども、特定フロンを代替フロンに変えるといったことを行ってきました。

これはかなり進んだわけでありましてけれども、約30年たつ中で、2016年に、変わってきた代替フロンは温暖化効果が高いので、それは削減しなきゃいけないということで新たなフェーズに入っています。それをキガリ改正と呼んでいるところであります。それを受けまして1年半前に法令改正をしております、昨年の1月から、代替フロンも1割削減するフェーズに入ってきているということでもあります。

もう一つはフロン排出抑制法、こちらはライフサイクル全般にわたってフロンの排出を抑制するというところで、最も大きな課題が機器廃棄時の回収率が上がっていないと。機器廃棄する際のフロン類の回収率、大体今38～39%であります。それを5～7割に上げるために、必要な措置を今回講ずるということでありまして、法令改正をしています。今度の4月1日から施行となっております。

次に、10ページ目、化学兵器の関係であります。こちら条約がございまして、オランダのハーグに事務局があります。毎年秋に締約国会議が開かれますけれども、そちらで新たな規制物質が今回初めて追加されることが決まっています。追加される物質としては、約2年前にイギリスで元ロシアの情報局員が毒殺未遂に遭ったといった話があったかと思いますが、そのときに使われていますノビチョク類といったものが今回対象となって追加がされるということで、それを受けた政令改正、今準備をしているところになっているということです。

11ページ目、ごらんいただければと思います。水銀の関係であります。2017年8月に水俣条約が発効しています。世界的には2020年の12月31日までに各国法を担保していけばいいのですが、水俣条約ということもあって、我が国は一足早く約2年前の18年4月1日から、第1陣としまして水銀電池、特定の蛍光灯等が規制対象になっています。そうした中、第2陣が約1年後の12月31日からということで、ボタン型アルカリマンガン電池、スイッチ・リレー等も対象になっていくというのが11ページ目の概要です。

12ページ目、こちらは国際的な取り組みということで、アジア等における化学物質管理制度の相互調和を図っていくということでもあります。我が国企業のサプライチェーン、アジアを中心にグローバルに展開しています。そうした中で、なかならずアジアとの関係になるべく調和がとれたような制度にしていきたいということで、(1)にありますような、例えば日・ASEANの支援のフレームワークの中に、AMEICCといわれるような日・ASEANの化学物質の管理のデータベースをつくってきています。NITEが中心となりまして、日・ASEANの化学物質のデータベースをお互いに情報を共有すること

を通して見える化、さらには調和を図っていこうといったような取り組みになっています。

それから、2国間の関係は(2)でベトナムとありますけれども、ベトナムとの関係では、JICAのプロジェクトを使いながら、具体的にベトナムの化学物質管理のデータベースをつくるということをご数年行ってきておりまして、昨年完成をしています。ベトナム政府からもかなり高い評価をいただいているようなデータベースとなってきています。

その他(3)として、GHSの専門家派遣ということで、東南アジア中心にそういったような専門家派遣のニーズのところに支援をさせていただいていると。そういった専門家派遣を通しながら、我が国とも調和性が高いような制度というのをアジアにも広げていきたいと考えているところです。

13ページ目がchemSHERPAといったような動きでありまして、こちら主に民間の取り組みでありますけれども、民間の中でも日本の電気・電子業界が2000年半ばからJAMPといった取り組みを始めましたけれども、それが今、chemSHERPAという名前で取り組みを進めています。製品含有化学物質規制(RoHS)が各国地域で広がる中、情報の伝達のフォーマットを統一していこうということでありまして、データベースのフォーマットをサプライチェーン全体で統一していこうと、さらにグローバルで使っていこうということでありまして、こちらの取り組みの特徴は、右の下にIEC62474とありますけれども、国際電子情報の規格機関でありますIECの規格とほぼ同じものとしてchemSHERPAが存在しています。chemSHERPAの中身を積極的にIECのほうに打ち込みながら取り組んできたということでありまして、国際的にはIECの規格をぜひみんなで使っていこうということを通して、このchemSHERPAを広げていきたい、広げていく取り組みをしています。国のほうでも、そういったような取り組みをいろいろな場で発信をさせていただくといった形で支援をしていますといったこととなります。

以上が私からの説明の概要になります。

続きまして、資料5以降、各法令担当の管理職のほうから説明をさせていただきます。

○飛騨室長 それでは、資料5をお開きください。「改正化審法の施行状況とリスク評価の現状について」ということで、化学物質安全室・飛騨から説明をさせていただきます。

1ページをめくっていただいて内容ですけれども、本日、時間も限られておりますので、この中の2と3を中心に説明をさせていただきたいと思っております。新審査特例制度の施行状況とリスク評価の現状について説明させていただきます。

おめくりいただきまして、化審法の概要です。

3ページをごらんください。化審法は、有害な化学物質による環境の汚染を防止するということを目的としております。

次のページ、4ページをごらんいただきたいのですが、そのために化審法では、ここに書かれた3つの性状、分解性・蓄積性・毒性というものの性状に応じて化学物質を分類して管理しております。

その分類は次のページにございまして、5ページですが、真ん中ぐらいい書いてあるカテゴリーに分けて管理をしております。これは毎年使っている図ですので、それぞれのカテゴリーの説明はきょうは省略させていただきますけれども、昨年との違いは、真ん中よりちょっと下にある優先評価化学物質というものが昨年までは208物質だったものが223物質にふえたということが昨年と違う点でございます。

それでは、おめくりいただいて、本日特にお伝えしたい内容である、3年前に改正した審査特例制度の施行状況について説明をさせていただきます。

7ページになります。前回改正の大きな柱は、この1番目にあります審査特例制度における全国総量上限の見直しになります。先ほど課長の説明もございましたけれども、要は少量新規制度、低生産新規制度について、全国の上限について1トン、10トンというのは変わらないのですが、その計算方法が製造・輸入量から用途別の排出係数を掛けた環境排出量に変わったということになります。個社ベースの上限値はそのままでございます。

その効果なのですが、8ページをごらん下さい。それによってどういう効果が出るかということをお示した図です。例えば、3社がたまたま同じ物質について少量新規で申請した場合、従来の方式ですと、3社合計して3トンになりますので、全国の1トン枠を超えてしまうので、数量調整を受けて3社の製造・輸入量はそれぞれ333キロずつになっていたのが従来の制度なのですが、全国枠を環境排出量に変えることによって、例えば排出係数が1の用途の場合は何も変わらないのですが、排出係数が1の用途でない限り、多くのケースで3社の確認数量はそれぞれ1トンずつもらえるようになる。したがって、日本全体では3トンまで確認できるというような改正を行っております。

このように排出係数を活用することで数量調整というものが減少して、日本全体での製造・輸入量が増加する。また、それによって事業者の予見可能性が向上するということが期待されております。

おめくりいただいて、これと同時に、申請時に構造情報としてMOLファイルを添付し

ていただくということを行っております。MOLファイルというのは、化学物質の構造式をコンピューター上で処理できるようにするためのコードなのですが、このMOLファイルの作成というのは非常に難しいので、N I T Eがインターネット上でサポートをしております。真ん中ぐらいに赤い文字で書いてありますけれども、例えば、N I T EのMOLファイル作成システムの累計アクセス件数というのは3万件ございました。したがって、多くの方にご利用いただいているのではないかとこのように考えているところでございます。

おめぐりいただいて、また同時に電子申請の推進というのも行いました。電子申請を利用しやすくして、もっともっと使ってもらおうということです。そのために電子申請の回数をふやしたりとか、従来必要としていた電子証明書の添付というものを廃止するということを行いました。

ページをめくっていただいて、これらの結果なのですが、例えば少量新規の例がここに書いてあります。少量新規の場合、総申出数が3万6,000件から2万5,000件に減りました。それと同時に、先ほど説明した数量調整の件数が4,000件から600件まで減ったということになります。また、その数量調整が必要だったものは、排出係数が1のものだけでした。

したがって、排出係数が1以下のものについては数量調整は発生しなかったということになっております。この申出件数そのものが減ったということは、従来、全国枠があったために、若干早い者勝ちという部分がございます、枠取りの申し出が非常に多かったと理解しておりますけど、それがいつでも取れるようになったということで大幅に減ったというふうに理解をしております。

あと、下のほうに電子申請の推進の結果というものを書いております。その電子申請の比率そのものとみると、54%から85%に大幅に増加したということなのですが、それより注目していただきたいのは書面の数です。従来ですと書面が1万6,000件あったものが、今回4,000件以下の4分の1以下に減ったということです。書面で受け取りますと、我々が全てパンチ入力をして電子情報化するという非常に手間がかかる作業だったので、そういった意味では行政コストの削減という面で非常にメリットが大きかったというふうに考えております。

次のページをごらんください。今度は低生産のほうになります。真ん中よりちょっと下ぐらいに数量調整件数というのがありますけれども、これが250件から40件ぐらいに減っ

たということで、これも大幅に減りました。また、その内容をみても、数量調整の対象となったものは排出係数1のものだけであったということになります。先ほどの数量調整のちょっと上に申出件数というのがあって、1,800から1,700と余り減っていないようにみえるのですけれども、ここで注意していただきたいのは、低生産の場合は毎年数量確認が必要なために、これはある種の累積の数になっております。今年度新たに低生産として追加された数は幾らだったのかといいますと、これは26ページをごらんいただきたいと思ます。

26ページは新規化学物質の届出数、これは審査部会に諮った数というものです。低生産については、分解性と蓄積性の試験結果を審査部会に諮っておりますので、この左側の表でいうと、この赤い部分が低生産の新たに申請があった数字ということになります。具体的な数字、ここに書いていませんけれども、去年の239に対して、ことしは122になる見込みです。あわせて通常新規のほうも335件から268件ということで、両方とも非常に少なくなったといえると思ます。

その理由なのですけれども、従来ですと、少量新規で最初に申請をして数量調整の対象になって、生産量に限界が来たときに低生産に移行して、製造・輸入量をふやすということをしてきた。かつ、その低生産についても数量調整等々があって、その枠に達したときに通常新規に移行するということが行われていたと思のですけれども、そもそも数量調整が事実上ほぼなくなったということで、低生産に移行する、あるいは通常新規に移行するという必要がなくなったということで非常に数が減ったというふうに理解をしております。その総数でみると、574から340と約4割減ったこととなります。これと同時に試験を合理化し、試験費用をできるだけ削減できるようにということもあわせて行っておりまして、結果的に日本全体の試験費用でみると、大体40億円ぐらいは節約できているのではないかというふうに理解をしております。

それでは、13ページのほうへお戻りください。次はリスク評価の現状について説明をさせていただきます。

おめくりいただいて14ページになります。これは化審法の中でのリスク評価の進め方について説明したものです。化審法の中では一般化学物質についてスクリーニング評価というものを行って、リスクは十分に小さいとはいえない物質を選んで優先評価化学物質に指定する。さらに優先評価化学物質についてリスク評価を実施して、相当広範囲な地域においてリスクの懸念が認められるという場合に二特に上がるという仕組みになっております。

おめくりいただいて、このスクリーニング評価はどのようなふうに行っているかということで、マトリックスを使ってスクリーニング評価をしております。このマトリックスで、縦軸に暴露クラス、横軸に有害性クラスというのがあって、数字が小さいほどより強いというものになるのですが、それぞれレベルが高いほどリスクは高くなるという考えのもとに、こういった表をつくってスクリーニングを行っております。

おめくりいただいて、16ページになります。これは進捗状況になります。一番下が年度別の優先指定をされた物質の数ということになっておりまして、各年度ごとにこれだけの数の物質が優先評価物質に追加されてきております。指定した物質は251なのですが、その上のほうに書いてあります現在の優先評価物質は223ということで、若干少ないのですが、これは28物質がリスク評価の途中で一般化学物質に戻っていったということになります。下から順番に評価のレベルがどんどん上がって行って、一番最後、リスクの懸念があるというときは二特になるのですが、そういった意味では今一番二特に近い物質というのは、評価Ⅲの3物質、ヒドラジンとエチレンオキシド、アクリル酸。この3物質が、今、二特が一番近い位置にいるということになります。

おめくりいただいて、W S S D 2020年目標との関係ですが、これにつきましては先ほど課長の説明で一通り説明を受けていますので、これについては省略をさせていただきます。

最後に、トピックスについて一部説明をさせていただきたいと思っております。21ページをごらんください。21ページにリスク評価と自主管理の好循環というものを書かせていただいております。今、化審法のリスク評価では、P R T R データなどを用いてリスク評価をしているのですが、この化審法のリスク評価の結果を事業者の方にフィードバックして、事業者の方が排出目標を定めることができ、そういったことを通じて自主管理をより一層促進できないかということです。

「現状」というところをみていただきますと、今は化管法で得られるP R T R 情報を化審法で利用してリスク評価をするという、どちらかというと一方通行の流れになっているわけですが、今後は、そうやって得られたリスク評価の中から、例えば有害性の評価値であるとかいろいろなものを事業者の方にフィードバックをして、それによって事業者の方が新たな目標値を決めるとか排出抑制対策をとるとか、そういうことをしてP R T R 情報がさらに新しくなる、排出量が減るということを想定しているわけですが、その新しく得られたP R T R 情報でまたさらにリスク評価書が新しくなるという、従来の

一方通行からぐるぐる回る循環型の仕組みができないかということになります。こういったことを通じて、化審法、化管法それぞれの管理状況が改善されていくということを期待しております。

あと、残り、参考資料として24ページから化審法の施行状況についてデータを載せております。おおむね従来どおりの動きをしているわけですがけれども、制度を改正して大きく下がってきている部分が若干あるというところが違いになっております。

私のほうからは以上になります。ありがとうございました。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、事務局から、続きまして資料6の説明をお願いします。

○金地企画官　　それでは、資料6につきまして、化学物質リスク評価室の金地から説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。化学物質排出把握管理促進法、いわゆる化管法の概要をご説明させていただきます。まず、この法律は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。大きく分けて2つの制度が入っておりまして、まずP R T R制度は、政令で定める第1種指定化学物質等の取り扱い事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質等の排出量及び移動量を把握し、届け出なければなりません。届け出られた排出量及び移動量は、集計をしてその結果を公表するとともに、届出義務がかかっていない事業者、家庭からの排出等につきましても推計、排出量を算出して、あわせて公表することになっております。現在、462物質が対象となっているところでございます。

もう一つの制度、S D S制度は、指定化学物質等取り扱い事業者は、指定化学物質等を他の事業者に譲渡し、また提供するときには、当該指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報を提供しなければならないことになっております。

次のページをごらんください。届け出られました情報につきましては、P R T R制度に基づいて届けられた排出量等のデータにつきましては、地図上に落として化学物質ごとの濃度マップ、もしくは事業者ごとに排出量マップ等で可視化して、国民の皆様にもご理解できるような形で提供させていただいているところでございます。

次のページをごらんください。P R T R届け出排出・移動量の概要でございます。毎年度3月上旬ごろに更新いたしますので、現時点では平成29年度が最終の情報でございますけれども、届け出対象事業者から届け出られました29年度排出量・移動量の合計は38万

7,000トンでございます。排出量は15万2,000トン、移動量は23万5,000トンとなっております。

左側の棒グラフをみていただきますと、全体的に下がっているかと思いますが、平成21年度のところで1回下がって、また22年度から上がるという傾向がみられていますけれども、ここは平成19年度に制度を見直しまして、対象物質が変わったということで段差が生じております。

右側のグラフは、制度創設時から指定されている物質だけの排出量・移動量の推移でございます。今回、排出量・移動量が若干ではありますが増加いたしております。平成21年から±2～4%程度の変動がございますが、ほぼ横ばい傾向となっておりますので、今回の変動もこの範囲というふうに考えているところでございますが、引き続き注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次のページをごらんください。化学品の国際貿易が広く行われているという現実を考慮いたしまして、その安全な使用・輸送・廃棄を確実にを行う必要性を考慮し、国際的に調和された分類及び表示方法がその基礎となっております。このため、SDS制度の化学物質に関する情報提供をGHSに準じて行うよう、JIS規格を定めているところでございます。GHSにつきましては定期的に改定されますので、昨年5月に、GHSの第6版に整合させてJISの改正を行っております。事業者の方々には、このJISに基づいてSDSをつくっていただくのですけれども、これを解説したGHS分類ガイダンスを現在調整しているところでございまして、間もなく公表の予定でございます。あわせて、GHS分類に関して分類システムソフトウェアを開発いたしまして、このソフトウェアも、昨年度JISの改正に合わせて改正作業を行っているところでございます。そのほかにホームページへの問い合わせ等への対応、Q&Aの充実・公表、全国キャラバンの実施等、パンフレット作成等を通じて普及に努めているところでございます。

次のページをごらんください。化管法につきましては定期的に見直すこととなっております。2008年度の見直し検討の結果、現在の形になっているところでございます。平成30年度に化管法の見直しの議論を実施いたしまして、パブコメを経て令和元年6月28日に、化管法の課題や見直しの必要性、方針等についてとりまとめを行いました。主な検討結果は、このページの右側に示させていただいたような項目でございます。現在、対象物質の見直しについて関係省と連絡をとりながら調整中でございます。

次のページをごらんください。前回の見直しからの変更のポイントといたしましては、

このページの左側に書かせていただいているような内容でございます。調整の状況といたしましては、ことしの春ごろに政令案をまとめ、法制局審査を行うことになるのではないかとこのスケジュールで今調整をしているところでして、周知期間を十分にとりたいと考えているため、できるだけ秋ごろには政令案を示せればと思っているところでございます。

次のページをごらんください。A I - S H I P S は、平成29年度から5年間の計画で研究開発を進めておるところでございます。新規の化学物質を市場に出す前には必ず安全性の試験を行う必要がありますが、E U、アメリカでは動物実験によらない有害性予測手法の開発が進められており、動物実験によらない試験データの相互受け入れを要求してくる可能性が高まっています。そこで、我が国の28日間反復投与毒性評価データとA Iを活用して予測精度の高いシステムをつくり、安全な機能性材料の開発推進と国際競争力の強化に資するというを目的としたプロジェクトでございます。

従来、Q S A Rは化学物質の構造等入力いたしましたら、ブラックボックスを経て結果が出力されるというふうな形でございましたけれども、今回のプロジェクトは、in vivo、in vitroのデータをできるだけ多く取り込み、生体内で行われる反応を詳細に予測しながら結果を導くということを考えているところでございます。

進捗状況につきましては、次のページをごらんください。2017年度から18年度に肝毒性を対象としたプロトタイプの構築を行いました。2019年度は、このプロトタイプの精度を高め、in vivo、in vitroのデータの追加を行いつつ、システムの改良を行ってまいりました。あわせて腎毒性、血液毒性に関しても、対象としていくための準備を進めているところでございます。2019年度は中間評価の年でもあり、昨年12月26日に第1回目の中間評価検討会が開催され、現在、報告書作成に向けて調整中という状況でございます。私からの説明は以上でございます。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、資料7の説明をお願いいたします。

○徳増課長　　資料7のファイルをお開きください。化学物質管理課長の徳増です。

資料7、右下のページで1枚目、1ページ目をみていただければと思います。オゾン保護法改正でありますけれども、下の絵をみていただければと思います。従来オゾン層破壊効果があるといわれた特定フロンを代替フロンに変えるということで、1987年にモントリオール議定書が採択をされ、特定フロンを代替フロンに変えるということを30年近くやってきました。これはこれでかなり変わってきたわけでありまして、他方で新た

な課題として、変えてきた大体フロンが実は温暖化影響がとても大きいということで、新たなフェーズとして、2016年にアフリカのキガリという土地でモントリオール議定書が改定されています。このため、キガリ改正と呼んでいますけれども、今度は、この代替フロンをさらに新しい冷媒に変えていく新たなフェーズに入っているということでもあります。

次の2ページ目をごらんください。こちらが、どのようなスケジュールでこの代替フロンを減らさなきゃいけないかということでもあります。下のグラフをみていただければと思いますけれども、緑色の階段状のものが今後減らしていかなければいけないイメージになります。なので、2019年から24年の間は10%減らさなきゃいけない。さらには、2024～2029年のところは4割、さらに2019年からは7割といった形で減らさなきゃいけないことになっています。青色が国内における見通しになっていまして、おおよそ4割を減らすあたり、2024年ぐらいのところまでは何となく見通しが立つのですけれども、さすがに2029年の7割になると、なかなか今のままでは難しいだろうと。なので、新たな冷媒の開発であるとか新たな技術開発等をしていかないとなかなか難しいフェーズになってくるといったのが2029年だと我々考えているところであります。

次に、3ページ目をごらんいただければと思います。こちらはもう一つの法律、フロン排出抑制法であります。オゾン層保護法は製造・輸入のところでありましたけれども、こちらのフロン排出抑制法は、ライフサイクル全般でフロン類の回収をしっかりと抑制していくといったようなものになっているということでもあります。

4ページ目をみていただきますと、何が課題かということ、機器廃棄時のフロン類の回収率であります。グラフがあると思いますけど、足元で大体39%ぐらいが回収をされていますけれども、政府全体の温暖化計画では5割、7割といった形でこの割合をふやしていきたいと思っています。今のままではすぐには容易ではないといったところで、これをいかに上げていくかが今課題になっているということでもあります。

そうした中で、5ページ目みていただきますと、2018年から経産省、環境省両省で徹底的なヒアリング・調査を行いました。そうしますと、38～39%、残りの約6割強のうち約半分強、3割強は、そもそも機器廃棄時のフロンの回収作業が行われていなかったことが原因だとわかっています。ただ他方で、残りの3割弱、二十数%はなかなか技術的に全部抜くのが難しいなどということもあるので、そちらはそれでまた新たな技術的な開発等が必要になってくるとは思いますけれども、いずれにせよ、当面5割、7割にしていくには、そもそもこの機器廃棄時のフロン回収作業が行われていなかったところを何とかしていき

たい、そこを変えていきたいということでもあります。

次、6ページ目みていただければと思います。そうした中で、そういったような機器廃棄時のフロン回収が適切に行われるためのフロン排出抑制法の改正というのをこの間の夏に行っています。何が変わるかといいますと、都道府県の指導監督の実効性の向上、立ち入り権限の強化みたいなことを一つは行っておりますし、その他フロン回収済みの証明書の交付を義務づけるみたいな確認がとれるような仕組みを明確に入れていくということ、今回、改正をして入れているところでもあります。今度の4月1日からこれが施行されるということなのです。

7ページ目は、4月1日の施行に向けてのスケジュールを書いていますけれども、現在、いろいろなところで説明会を行っています。全国、今10カ所強終わってしまっていて、全部で15カ所近く説明会を開く予定で、毎回200～300名ぐらい集まって説明会を開くような形で説明をずっとしていますし、パンフレットもかなり充実したものを配布させていただきながら、これを機に再度周知を図っていきたいと思っています。

以上がフロンの関係の説明になります。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から資料8の説明をお願いします。

○金柿室長　　それでは、資料8を御覧いただけますでしょうか。化学兵器・麻薬原料等規制対策室で室長をしております金柿と申します。資料に沿って、かいつまんでですが、御説明を申し上げたいと思います。

97年の化学兵器禁止条約の発効以来、我が国は締約国といたしまして、条約上の義務である産業査察を受け入れてきております。資料1ページ目の青枠に記載のとおり、近年は20回程度を受け入れているところです。

化学兵器禁止法は、本条約の履行を担保するために制定された法律でございますが、青枠の3つ目のポツに太字で記載のとおり、昨年11月の締約国会合で、規制物質を追加することがコンセンサス方式で決定されたものでございます。対象物質は6物質あったわけでございますけれども、条約の附属議定書におきまして、4項目に分類して規定するという形で、通知が各締約国に発出されております。ちなみに、この条約の発効は今年の6月7日ですので、当室におきまして、鋭意、政令の改正準備を進めているところでございます。

先ほど課長からも説明のございました英国の毒殺未遂事件を発端として、今回の規制が行われているという紹介をさせていただいたところですが、こちらの物質、18年の

3月の事件の発生を受けまして、一昨年(2021年)の11月の締約国会合で一度提案があったのですが、まともならず、昨年(2022年)の11月の会議で成立したところでございます。規制対象物質を絞り込んで合意に達したというところではございます。我が国といたしましても、締約国会合に出席するに当たり、関係業界の皆様には照会をさせていただいていたところではございます。現時点において新たな規制物質に産業利用があるという回答もなかったため、反対はせず、提案に同意させていただいたところではございます。今後、政令の施行に当たり、関係業界への周知も含めて必要な作業を進めてまいりたいと考えているところではございます。

私からの説明は以上でございます。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。

それでは、これより質疑応答に移りたいと思います。

以上の事務局からの説明につきまして、15時10分ぐらいをめぐりに、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

発言される方は、お手元のネームプレートを立てていただければと思います。

それでは、淡輪委員。

○淡輪委員　ありがとうございます。フロン対策について1～2点お伺いしたいと思うのですが、資料7の2ページ目にありますように、2029年のところで70%削減という目標値が示されております。そこまでの道筋を考えると、かなり難易度が高い。1つは、グリーン冷媒の開発スピードがどこまでついてくるのか。もう一つは回収率の向上ですが、ここ5年ぐらいずっと40%程度で頭打ちになっているということで、これもあるスピードで回収率を上げていかなければなりません。かなり時間的な制約がある中でこれら2つのことをやっていかなければいけない。この辺の見通しというか、これはなかなか難しい部分もあるかと思っておりますけど、現段階でどうでしょうか。

○東海会長・小委員長　ありがとうございます。

それでは、なるべく多くの委員からの意見をいただきたいと思っておりますので、まず最初にご質問を受けた後で、まとめて事務局のほうから回答をお願いしたいと思います。

それでは、崎田委員。

○崎田委員　ありがとうございます。私は、資料5の化審法の施行状況に関して幾つか質問させていただきたいのですが、見直しのときにかかわらせていただいていたので、用途情報に変えて排出量で管理していくという大きな変化がどういうふうに進められていくのかというのを、大変関心をもって拝見していました。今回こういう情報を出していただ

いて、先ほどのお話では、届け出上の企業の皆さんの無駄がなくなるとか、それなりの効果が出ているという話で、ねらったところが進んだということは大変評価できると思っています。

ぜひ今後は、どういう状況かをもう少し詳しく教えていただける機会があるといいと思いました。例えば資料5の8ページと11ページなどを拝見していると、少量新規全体では2万5,801件の申し出があるのですけれども、たくさんの物質があるというようなことで、用途の排出係数で受付ていくと、調整するところは用途の排出係数1以外のところはなかったという話なのですが、例えば1つの物質で何社ぐらいが申し出をされていて、総量はどのくらいになっているのかとか、今までの化審法の状況から新しい化審法の運営状況だと、実際に国内で使っている化学物質はどのくらいの変化があるのかとか、そういう情報がみえてくると、その後には、それを産業界にどういうふうにしかりと管理していただくのかとか、そういうところの期待というか様子がみえてくるのではないかなというふうに思いました。それが1つ目の質問です。

2つ目の関連質問は、今後の化審法は事業者の皆さんが提出された用途情報をきちんと守って運営していただいていることを確認していくということが今後大事になってくると思うのですけれども、それに関しては、今どういうふうなやり方で進めておられるのかというのをぜひお伺いしたいと思います。

それともかかわるかもしれませんが、3つ目、最後の質問なのですが、化学物質管理の今後の仕方に関して、21ページのところで、今後、化審法のリスク評価の情報をきちんと化管法との連携の中で活用し、自主管理を促進するという形で流れをつくっていくとあります。これは大変いい考えだと思うのですが、先ほどお話を伺ったときに、化管法の見直し検討では仕組みは変えなくて対象物質だけ今後検討するという話がありましたので、この自主管理の促進に関して、何か新しい仕組みを化審法か化管法のどちらかで考えておられるのか、その辺の状況を確認させていただきたいなというふうに思いました。よろしくお願いたします。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

続きまして、織委員お願いします。

○織委員　コメント的な質問でよろしいでしょうか。化審法と化管法両方あるのですが、両方一遍によろしいですかね。

化審法に関して、先ほどの課長の資料の総論の4と5に関して、コメント的な質問をさ

せていただきたいと思います。

ウエイトオブエビデンスがこれから重要になってくるということで、今回、余り表立ってはいないのですけれども、SDGsが非常に今大きな流れの中で、化学物質管理とSDGsというのも非常に重要なポイントであるというふうに考えております。つくる責任、使う責任の観点からいくと、動物実験への対応ということを考えていくと、QSARの拡大というのはすごく重要になってくるかなと思っております。我が国においてQSARをより活用していく方向性みたいなものについて、先ほど余りご説明がなかったので、ここは重要なところだと思いますので、ぜひそこについて追加でご説明いただければというのが1点です。

もう一点、5のPOPs条約の関係です。今、PFOAの政令整備に向けて動いていらっしゃると思うのですけれども、こちらに関してPOPs条約で指定されると、一般化学物質から一特になるということになるかと思えます。ただ、その動きが余りにも急というか、通常であれば監視物質から一特という形になって、ある程度準備期間があるところが、POPs条約の場合は、政令指定されると急に一特になってしまうということになると、大企業の方はもともとPOPs条約の議論が成っているところから、ある程度準備はできると思うのですが、中小企業においてその準備というのがどれくらいできるのかというのはかなり疑問なのですね。

そうすると、こういったような——もちろん細かくみていけば、一特と監視物質との間のいろいろな整合性の問題とかあるので難しいと思うのですけれども、準備期間をある程度中小企業に与えるために、もともと監視物質にしてある程度周知徹底をしていくとか、そういった方策がない限り中小企業対策は難しいのではないかとということで、POPs条約の政令指定におけるそういった周知徹底。この特性、一特にいきなり行ってしまうということについて、そのあたりについてどうお考えなのかというところが1点。化審法絡みで2点です。

もう一つ、化管法、PRT法絡みで、資料6の5ページのあたりになるかと思うのですが、これはむしろ要望といったほうがいいのかもしいのですが、化管法見直しで届け出データの正確性の向上というのがあります。これは非常に重要なところなのですが、このデータの正確性について、現実にはまだまだ紙ベースで届け出がなされているということ。さっき化審法のほうで、かなり電子データの提出がふえてきているという話がありましたが、PRTデータについては、いまだ40%程度は紙ベースで出されて

おります。紙ベースで出されると、当然打ち間違いもありますし、行政上のコストも非常にかかるということなのですが、海外をみていきますと、アメリカ、EUはほとんど電子データで出されている中で、日本だけが紙データ、紙ベースのデータ提出をまだ認めているということですので、ここは電子届け出の義務化といったものもぜひご検討いただきたいという要望兼コメントという形です。

以上、3点お願いいたします。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

続きまして、坂田委員。

○坂田委員 では、2点です。

1つ、まず化兵法でございます。1ページ目のところ、OPCWの査察の件、日本の化学産業の査察負担の軽減も目指して、OPCWに効率的・効果的な査察の実現を含めた産業検証制度の見直しの必要性というものを提起いただいているということですが、現実には、査察に来やすいといえますか、査察に行くよといたらしっかり素直に受け入れる日本にたびたびお見えになっているように業界からは見えまして、実際に化学兵器がどこそこの国で使われたのではないかというような、そういった新聞紙上に出てまいります国には査察に行かれていないのではないかと。諸事情、政情が安定しないとかそういうこともあるかもしれませんが、本当にOPCWの査察が本来の意味をなすように、引き続きこの必要性を提起していただきたい。日本は査察に来てもらったら困るわけは全くないのですけれども、本当に必要な国にちゃんと査察に行っていただきたいと考えております。ということが1点。これはお願いです。

もう一点は、最初、徳増課長に総論でお話しいただきました4ページ目、化審法の今後の方向性のところでございます。ウェイトオブエビデンスです。さまざまな試験データを受け入れていくことをこれから進めていかねばならないというところで、ここでいろいろな手法の導入を検討するというところ、また、先ほどAI-SHIPS等で予測手法も取り入れていくということですが、例えばAI-SHIPSで出てきたものを受け入れるかどうかというのは、レギュラトリーサイエンティストが判断することになると思います。こういったレギュラトリーサイエンティスト、行政側に中心となる方がいてくださいませんと、例えば、化審法でそのデータを実際評価に使えるかどうか最終判断をいただくのは行政側だと思うのです。レギュラトリーサイエンスの日本での発展とか、レギュラトリーサイエンティストの育成、これをどのように今後進めていかれるのか、このあたりをお聞

かせ願いたいと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

続きまして、柿本委員。

○柿本委員　　ご説明ありがとうございました。私からは3点要望がございます。

まず、資料4の2ページのところ、織先生と同じように、私も書面持参のところについてでございます。今後は、一定数の事業者が残っていくと思われまますので、きめ細やかなフォローを確実にしていただき、電子データでの提出が100パーセントとなるよう希望いたします。

それから、資料6のA I-S H I P Sのところですが、事業者が保有する試験のデータの提供を依頼していくということですが、より多くのデータを収集することが非常に重要かと思えます。ぜひ着実にお願いいたします。血液毒性に関しても、ぜひ計画のとおりお願いいたします。

それから、資料7のフロンの回収のところでございますが、4ページのところに数字が出ていて、数字を上げていくというところは大変難しいことがいろいろ考えられるかと思うのですが、高度なシステムを効果的に活用して進めてください。説明会などもされているということですが、ぜひ数字が確実に減っていくように対処していただくよう希望いたします。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、緒方委員どうぞ。

○緒方委員　　それでは、2点ほど教えていただきたいのですが、1点はA I-S H I P Sの開発ですけど、順調に進んでいるということですので、将来、動物実験はできなくなりますので非常に有効なソフトウェアだと思います。ただ、開発が終わった後、どういう運用をされるかというのをお聞きしたいと思っています。多分いろいろな使い方があると思っています、いいソフトができて使い方によっては非常に普及しない等もありますので、その辺はどうお考えかというのを教えていただきたいと思えます。

もう一つはフロンの件ですけど、新しい代替フロンを開発するというのは当然いいとは思いますが、現状の非常に温暖化係数の少ない、例えばアンモニアとか、そういうものをうまく利用していく方法もあるのではないかと思いますので、その辺も検討していた

だければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、東嶋委員。

○東嶋委員　ご説明ありがとうございました。東嶋です。

全体としては、エビデンスに基づいた政策を進められていて、非常に合理化されてきていて素晴らしいことだと評価できると思います。ありがとうございます。

そして、フロン回収の回収率向上に向けて直接罰導入などの取り組みをされていて、回収率がさらに上がっていくということを期待したいと思います。

質問は1点なのですが、フロンの回収の問題についてなのですが、フロン類の温暖化係数というのは、資料にもございますように非常に高いのですが、CO<sub>2</sub>の排出量は、毎年、分野別にもどのぐらいの割合かというのは出ていますが、フロン類を回収しないことによってどの程度全体のCO<sub>2</sub>排出量にインパクトがあるのか。つまり、フロンガスの放出というのが日本のCO<sub>2</sub>排出量のどの程度を占めているのか教えていただければと思います。回収率が向上すれば、わずかながらでもCO<sub>2</sub>の排出量が減らせるということで、その数値が目に見える、一般の方々にも、フロンガスの回収というのはきちっとやってもらわなきゃいけないというインセンティブにもなるかと思っておりますので、その数字をもしおもちでしたら教えていただけますと幸いです。

以上です。

○東海会長・小委員長　ありがとうございました。

それでは、浅野委員。

○浅野委員　丁寧なご説明ありがとうございました。

私から1点、資料6の7ページのAI-SHIPSに関してなのですが、結局化審法で縛られるのは、28日間の毒性試験という限られたin vivoの試験になってきます。今、肝臓からビッグデータを利用しながら、まずメカニズムから特性の兆候、化学物質の構造との関連とか、そういったものを調べられていくと思うのですが、毒性の性質としてはすごくたくさん臓器。そして器質的な変化だけならいいのですが、機能的な変化、例えば神経毒性とかそういったものも多岐にわたってきます。なので、これが全て動物実験を置きかえるものというのはなかなかつくるのも難しいのではないかと思いますので、これをどういうふうに応用していくのかというのが質問です。

それと、化審法の化学物質だけではなくて、農薬や医薬品というのははるかに多岐にわたる毒性試験をやっているわけです。そういったデータというの組み入れたり参考にしながら、本当にヒトの毒性を予測できる動物実験を利用した動物実験削減に向けての検討をしていただければなというふうに考えています。今後の使い方について教えてください。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、中西委員代理の三浦様。

○中西委員（三浦代理）　　私のほうからは、コメントと要望というような形でお話しさせていただきたいと思います。

化成品工業協会といたしましては、化学業界において中小企業の割合が約7割と非常に高いという特徴がありまして、その中では、化審法において少量新規ですとか低生産量の審査特例制度といったものをよく活用させていただいているのですけれども、そういった中では、昨年度の特例制度の環境排出数量の導入といったことに関しては、非常に合理的で年間生産数量の計画が立てやすくなるなど、非常に歓迎されております。改めてこのような実態に即した改正を、化審法のほかの領域ですとか、そのほか化管法ですとか、そういったところへの展開もお願いしたいというふうに考えております。

一方で、同時になされました電子申請による申し出の頻度アップといったことに関しましては、なかなかシステムにふなれな企業等もありますので、そういった中で間違い等が多く、経産省様のお手を煩わすような場面もあったと聞いております。そういったことに関しましては、今後とも粘り強くフォローしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、当協会では、その源流が染料・顔料といったものを扱う会員の多いものでして、化審法のいわゆる第一種特定化学物質を非意図的に含むと。そういう不純物の問題にたびたび遭遇する団体であります。最近の事例ですと、有機顔料中の非意図的なPCBの含有といった問題があって、経産省様には関係各位の方にご尽力いただきまして、状況としては事業者としても落ちついてきたところに移ってきております。しかし、対象物質が非常に厳しい管理を要するというものだけに、場合によってはビジネスに影響を与えるというような状況もありますので、今後、当協会といたしましても積極的な協力をしていきたいと思っております。また、3省のほうで解釈ですとか指導の方針が変わるといったときには、こちらの事業者としての実態の把握ですとかそういったところで協力していきたいと思いま

すし、今後とも経産省様に適切な調整役として尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、中村委員。

○中村委員 ご説明いろいろありがとうございました。

資料7の7ページ目、改正フロンの排出抑制法の施行に向けたスケジュールということで、今ちょうど説明会を全国で実施されているということで、結構地方の役所のホームページなどでも私も拝見いたしましたので、全国で開催されているなというのを実感しております。ここの2. 目にありますとおり、機器ユーザー、建物の解体業者、リサイクル・産廃事業者向けにということでございますが、実際ワーキングのほうでも議論になっておりますとおり、解体時の排出、その回収というのが実際には難しいところではあるのですが、建てる時から皆様に認識していただくよう、施主、機器ユーザーというのもどんどん変わっていくものでもございますので、できるだけ幅広い方に、これが本年4月から施行されますよということがわかるような形で周知徹底していただければと思います。

以上です。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

それでは、多岐にわたってご意見いただきましたけれども、資料4のご担当から関連するところからどうぞ。

○徳増課長 今いただきましたご意見について、私、化学物質管理課長でありますけれども、フロンのところプラスアルファで幾つか回答させていただきますし、化審法のところは、室長の飛驒のほうから回答させていただきます。それから化管法、さらにはA I - S H I P Sのところは金地企画官のほうから、さらには化兵法の関係は金柿室長のほうから回答させていただきます。

それでは、先にフロンの関係で資料7の関係になりますけれども、回答させていただきますと、淡輪委員からフロンの削減の見通しのところで、特に2029年以降7割になる、かなり厳しいといったような話がございました。さらには、新たな冷媒の開発だけではなくて、アンモニアなり自然冷媒も含めてという話を緒方委員のほうからいただいたところでありますけれども、その関係、資料7の8ページをみていただければと思います。

左上に参考と書いてありますけれども、「代替フロンの冷媒及びグリーン冷媒の導入状

況」ということでありまして、左側に領域といったものがあると思います。ここに①、②、③とありますけれども、①としては「代替が進んでいる、又は進む見通し」のもの、②は真ん中のところで、「代替候補はあるが、普及には課題」、さらに③が「代替候補を検討中」といったようなものに分けています。なので、基本的には①のところ、一番上段のところは割と順調に進むものだと思っています。

一番右側に新たな冷媒、グリーン冷媒の候補がずっと書かれていまして、その中には、おっしゃっていただいたようなアンモニアあるいはCO<sub>2</sub>、そういったものも含めて使っていくということで考えているところでもあります。なので、①、一番上段は割と順調に行くと思っています。

他方で②、真ん中のところは、いってみると経済的に見合わないということでなかなか進んでいない分野があるということだと思っています。この部分は、今、環境省のほうで補助制度を立ち上げていまして、補助金等入れながら普及を図っていくといったことを考えています。

さらに、③が新たな冷媒を開発しなければいけない、代替候補を検討中といったものになっています。こちらNEDOのプロジェクトをやっています、これはたしか2023年ぐらいまでのプロジェクトになっています。なので、そのプロジェクトの間にできれば開発を終えて、2025年ぐらいまでは何らか世の中に出ていくような状態をつくっていききたいと今考えているというのが全体のストーリーになっています。

そのあたり、次の9ページ目をみていただきますと、上の経済産業省のほうでは、2020年の予算として7億円ぐらいのプロジェクトで行ってまして、2022年までの5年間のプロジェクトということで、今ちょうど真ん中ぐらいの年に差しかかっているということでもあります。なので、2022年までに開発というのはめどをつけて、できれば25年ぐらいから市場に出ていくような形で、割とハードルが高い2029年以降に向けて基盤をつくっていききたいと思っています。環境省のほうも全体で70億円強の予算で、いってみるとコスト的に合わないところの導入支援、補助金事業というのをやっていますということでもあります。

それから、フロン、オゾンの関係、さらにもう一つのフロン排出抑制法、なかなか回収率が上がらなくて、この部分、着実に上げていくにはどうしたらいいかといった話があったかと思います。同じく資料7の4ページが、なかなか上がってなくて、足元39%ぐらいは5割、7割にしていかなきゃいけないといったところで、こちらのほう、5ページ目

みていただきますと、2018年に徹底的に両省でヒアリング・調査を行ってきています。そうしますと、回収できないうちのかなりの部分、半分強のところは、そもそも本来であれば、しっかり回収作業さえ行われれば回収できるといった部分になっています。なので、まずそこをしっかりとやることが重要だと。

なかんずく、5ページ目の左の下に※で書いていますけど、特にビル用マルチエアコンといったようなところがなかなか回収されていないと。こういったものを確実に回収するためのスキームとして、今回法律改正をしたというのが6ページ目になっているところで。6ページ目にあるとおり、そもそもビル用マルチエアコンというのは、特に建物を壊すときによく出てくるわけでありましてけれども、なかなか都道府県が立ち入り等に行けるような状況に今までなかったと。そもそも事業所として役割を終えていますし、その建物を壊すという情報が中で共有されないような仕組みになっていたものですから、まず、そういったところから情報共有がされて、都道府県等が確実に立ち入り等に行けるようなことにしていこうということをやっていますし、さらには、そういったものが取り除かれたことを確実に証明書として交付しなきゃいけないというスキームをつくっています。

さらにいうと、従前だと間接罰ということで、仮に守らなくても指導・勧告・命令・罰則という4段階ぐらいあったのですが、今回直罰制度、もし一回でもやらないと罰を受けるような形を入れてありますというのがあります。なぜかという、どうしても事業用のものになっていますので、機器は大体十数年使うという中で、間接罰だと十数年に一回のやつなので、なかなか本当の罰則までいかないというのがあったものですから、そういった形で、本来やるべきことが確実に行われることを通して、まずは上げていきたいというのが大きな方向性になっているということでご理解をいただければと思います。

それから、東嶋委員からいただいた、フロンのところがふえていて、それが温暖化のところにとどのくらい影響がという話があったかと思うのですがけれども、私が覚えている限りだと、地球温暖化のやつの全体のパーセンテージはそんなに大きくなくて、フロンのところは3%とかそのくらいなのですけれども、地球温暖化のガスそのもの全体のところではやや減らすことをやっている中で、このフロンのところだけふえてしまっている。たしか3が4%みたいな数字だったような気がしますけれども、ふえてしまっている、やはり大きな課題ではないかといったようなことで、皆さん減らす努力している中でふえているものがフロンだというのが明確にみえている中で、減らさなきゃいけないという認識でやってきているということでもあります。

そのあたりがフロンとの関係で、さらにいうと、中村委員からいただきました周知のところも、当然ながらしっかりやっていきたいと思っています。むしろ周知を図るという一つの大きないい機会だと思っていますので、法改正を通して周知を図って、みんなに再度、この事業設定の認識をしていただきたいというふうに思っています。

その他、各法のところは各担当からと思いますけれども、幾つかだけちょっとコメントさせていただきます。PFOAに関しまして織委員から話があったかと思いますが、POPs条約に追加されそうな物質というのは結構前からPOPRC等で検討がされているので、各国、検討は実際にしてきているところでもあります。なので、何となく廃絶になりそうだとということになると、我々も実際に過去2～3回、国内の使用状況調査をしたりしています。そういったことを通しながら、最後、具体的な廃絶になっていくということをやっていますので、割とそれを通しての周知を図っている努力はやってきていると。

そういう中で、どうしても若干の猶予が必要だということもあわせてこの検討委員会のほうで議論をしまして、例えば医薬品の工程の中で使われるものというのは、今回2036年ぐらいまで、いわゆる中薬の中でも猶予期間が与えられていますし、若干国内でも議論になりつつあります半導体のところも、5年間の猶予というのは制度的には国際的には認められていて、それを国内制度でどこまで活用するかというのはありますけれども、そういう形で実態把握を実際に決まる前のところでかなりさせていただいているので、そこを通して、我々、実態把握に努めながら周知をしていきたいと思っていますけど、おっしゃるとおり、かなり影響が大きいので、いろいろなところに周知を図るといっただけでも重要だと思っていますので、引き続き、その周知は図っていききたいというふうに思っているところです。

それから、坂田委員からいただいたレギュラトリーサイエンティストの育成、これは大きな課題だなと、今おっしゃっていただいて改めて思ったところでもあります。こういったような新たなウェイトオブエビデンスみたいな考え方を入れていく、あるいはいろいろなデジタル的なデータも含めて考えていくみたいなことになると、若干従来とは違う人材なりスキルなり、化学物質に加えて何らか、例えばデータのセンスがあるとか、そういったような人材が必要になってくるのではないかと思います。そのあたり、どういう形で人材育成できるかというのは当然我々の課題だと思いますし、産業界においていろいろ変わっていく中で、そういった同じような問題意識があるかと思うので、ぜひ情報共有させていただきながら、そういった人材育成を進めていきたいと思っていますところでもあります。

それでは、各法令のところは、飛驒さんほかでご説明をお願いします。

○飛驒室長　それでは、化審法にかかわる部分について、飛驒のほうからお答えをさせていただきますと思います。

最初に、特例制度の部分について、1つの物質について何社ぐらいかとか、総量が幾らであったかという、変化がもっとよくみえるような形でというご質問だったと思いますけれども、これはちょうど今1年が終わろうとしているところで、そういう細かい精査についてはこれからになります。ご指摘のような調査は必要だと思しますので、ぜひ詳しく解析をして、いずれかの機会でご報告をさせていただきますと思います。

あと、用途情報がちゃんと守られているのか、どうやって確認をするのかというお話がございましたけれども、もともと化審法の中に立入検査制度というのがございまして、そういったものを検査する仕組みがございます。従来は中間物のようなものの検査に力を入れていたのですけれども、それも一通り検査が終わりましたので、これからは、少量新規のそういう用途情報がきちんととられているか、守られているかといったところを重点的に立入検査に入りたいと思っております。

あと、化管法との連携の部分ですけれども、何か新しい仕組みがあるのかということなのですが、制度的なもの、あるいは法的なもので新しい仕組みというものを特に考えているわけではございません。ただ、化審法のリスク評価というのはかなり細かいところまでチェックをして、例えば有害性評価値ですとか、あるいはどの地点にリスクの懸念があるのかとか、そういった情報がいろいろ出てきますので、そういった情報を事業者の方にフィードバックして、事業者の方がそれを活用して、より安全な管理ができるようにするということをまずは考えております。

あと、ウエイトオブエビデンスに関連して、QSARの活用ということでご質問いただきましたけれども、QSARにつきましては、前々回の化審法の改正のときにも附帯決議の中でQSARをちゃんと導入せよという指示を国会から受けておりまして、我々としては、導入するためにいろいろと検討しております。昨年1年間かけて、分解性・蓄積性についてQSARをどのように導入できるかという検討を行っておりまして、ことし、審議会の審査部会のほうに我々の案というのを提案しておりますけれども、いろいろな先生方がおられて、なかなか厳しいご質問等々が続いていて、まだ導入には至っていないというところです。我々としては、十分に説得をして、できれば来年度から分解性・蓄積性の一部でQSARを導入し、データが充実されれば、将来的に対象の範囲をどんどん広げてい

きたいというふうに考えているところでございます。

あと、PFOAの件については先ほど課長がお答えしたとおりなのですが、1点だけ補足するとすれば、監視物質を経て普通いくのではないかというご指摘。それはごもっともなのですが、最近の傾向としては、監視を経ないで直接というのが多いです。恐らくその理由は、化審法の場合、蓄積性あるいは濃縮性というのを水暴露法という試験の結果で評価をしていますけれども、最近、POPsになるものは水暴露法では高濃縮にはならないのだけれども、別の観点から高濃縮になるというものが結構多いと思っています。化審法上の従来のルールだと高濃縮ではないのだけれども、国際的な基準でいくと高濃縮になるというものがあると。それを受けて、我々としてはウエイトオブエビデンスの検討の中で、世界的な高濃縮の判断基準と化審法の高濃縮の判断基準というものをきちんとすり合わせるとか、そういったことをやって、もう少し国際的な動向というのを早く取り入れられるようにしたいというふうに考えております。

あと、レギュラトリーサイエンスは、先ほどの課長のほうからの回答のとおりになります。

あと、申請で書面が残っているところがまだあって、そういったところを十分手助けをというお話がありましたけれども、それはご指摘のとおりで、我々がつくる電子申請システムが扱いにくいというところも、多分大きな問題としてあると思います。正直、私が事業者だったらちょっと使いにくいかなとか思うときもあるわけですが、そこは事業者の方が扱いやすいように今のシステムを変えとか、あるいは丁寧に説明をさせていただくということは続けたいと思っていますけれども、将来的には我々、電子化比率を100%にしたいと思っています。そのための一つの手段として、今や電子申請の世界的な標準となりつつあるIUCLIDというものを化審法の中でも導入したらいいのではないかとということで検討を始めています。これについては、日化協を中心とする産業界の方にも協力をいただきながら、相談させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

あと、特例制度を合理的にできるところがあれば、もっと合理的にというお話がありましたけど、それはご指摘のとおりでして、さらに合理化できるところを考えていきたいと思えますし、制度を合理化できなくても運用をもうちょっと合理化するというのもあるかと思えますので、それについては、我々のほうでも検討を進めたいと思っています。もし、例えばこういうところをもっとこういうふうにはできないかというご意見があれば、

いつでも結構ですのでお知らせをいただければと思っております。

あと、一特の不純物の混入問題ですけれども、不純物として入っている場合には、今でもBAT申請というのをさせていただいておりますけれども、これも3省で運用している関係もあって、中には厳しいことをいう場合もあるかもしれませんが、我々ができるだけ窓口となって、事業者の方の負担の少ない運用に心がけたいと思っておりますので、引き続き、ご意見等々があればお知らせいただければと思います。

私のほうからは以上になります。

○金地企画官　それでは、化管法の関係とAI-SHIPSの関係につきまして回答させていただきます。

まず、化管法の関係で織委員から、届け出データの正確性の観点から電子申請を進めるべきではないかというふうなご意見をいただいたのですけれども、この件につきましては、実は自治体の担当者の方などと話をしている、電子申請もう少し進めてもらえないかというふうな要望等が出てきておるところでございます。一方で、ちょうど今、先ほどご説明しましたように、化管法の対象物質の見直しのタイミングという状況で、対象物質が見直しされますと、NITEのほうで今管理をしてもらっているのですけれども、集計システムを直していかなくちゃいけないというタイミングになってきております。その中でもう少し何とかできないのかなと。先ほど化審法のほうでもありましたが、非常に手続きが難しいシステムというふうなことがあるので、そういうふうなのをもう少し簡単にできるように。特にPRTTRの場合、事業所単位での届け出というふうな形になっておりますので、できるだけ簡単なシステムで、かつ正確性が担保できるような形でシステムを考えていかなければいけないということで、NITEとも連絡をとりながら、どういうふうなところにまで進められるのかという検討を、今、始めたところでございます。

それから、AI-SHIPSの関係ですけれども、柿本委員から、事業者にデータをできるだけ出してもらえるように、幅広く集めるべきというご指摘をいただきました。これにつきましては、実はプロジェクトの中で各企業のご担当の方と、どういうふうな形であればデータを出していただけるのか、協力していただけるのかという話を機会あるごとにさせていただいております。基本的には、非常にプロジェクトとしては評価をいただいているのですけれども、データを出すとなると企業の財産というふうなところもあるので、恐らくご担当の方では簡単に対応できるような話ではないということで、我々としても、できるだけデータを出していただきやすいような環境というか仕組みというか、そう

いうふうなものも考えながら、ご協力をいただけるような形にもっていきたいということで、今、検討を進めておるところでございます。

それから、緒方委員、浅野委員から、プロジェクトの終了後であるとか、あるいは今後どうするのか、どういうふうに考えているのかというふうなご指摘をいただいたのですが、これにつきましては、実は事業者の方により使いやすい形のシステムにしていかなくちゃいけない。それから、このプロジェクトの中だけで全ての毒に対して対応できるようなところまでもっていきけるのか、これはまず難しいという認識をしております、この分野の毒性に関してはきちんと評価ができるというふうなシステムになって、その後は、ある程度利用実績を出してもらいながら、それで精度を上げていくような仕組みも考慮に入れていかなければいけないのかなということで、実は同じようなご指摘は中間評価でもいただいております。今後どういうふうな形で作り込んでいくのかというのは、来年度から始まるプロジェクトの中でも、検討しながら進めていくということで考えているところでございますので、皆様方のご協力のもとに制度をつくれれば非常にありがたいと思っておるところでございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○金柿室長 化兵室の金柿から回答させていただきます。

坂田委員から御指摘を賜りました御意見につきましては、歴代当室に寄せられている産業界からの御要望ということで、私も重く受けとめているところでございます。昨年の当室のこうした課題に向けた取り組みということについて御紹介させていただきますと、昨年の6月、OPCWの事務局長が来日しましたので、その折を捉えまして、当時の副大臣の磯崎副大臣に御対応いただいて、産業査察のより負担の軽減に向けた合理化の検討を要請させていただくとともに、私も、先ほど説明させていただいた締約国会議に出席した機会を捉えて、先方の査察を担当している担当局長に対しても、日本への査察の趣旨とより合理化について、査察するにしても、そう何度も同じ企業に来るといのはどういう趣旨によるものか、また、時間として長く滞在する必要はそういった企業にあるのかというようなことも含めて協議させていただいております。

そういった点については先方も重く受けとめているということは一つ報告させていただきます。また、資料8に「我が国の取り組み」として、途上国の条約実施のためのキャパビル等の支援という形で記載させていただいております。これは、OPCWが今年3月に、2回目という形になるのですが、フィリピンのマニラで途上国の化学産業関係者に

対して、条約の申告の方法や条約の履行に当たっての査察の要領などを教える取り組み、アジアでは初となる取り組みをやることになっております。我が国としても、こういった事業に協力することで、日本以外のアジア各国への査察というものが増えるようなことも考えているという状況でございます。

この問題、なかなか容易に解決しないのは、私も歴代の資料を拝見して認識はしているところですが、少しでも前に進めたいと思っておりますので、産業界の各位の御協力も賜ればと思っている次第です。よろしく願いいたします。

○徳増課長　　もう一つ補足的に、化審法と化管法両方にかかわるところ、崎田委員のほうから質問いただいたと思います。資料5で21ページ目、今後の方向性として、化管法と化審法の連携を強化して、化審法のリスク評価みたいなやつ、有害性のいわゆる評価値等を知らせることを通して自主管理を促していきたいという話。これは、特段制度を新たに変わるとかなんとかという話ではなくて、むしろ運用の世界として、こういったことが一つのあり得る連携の仕方かなということの中に入れていただいているということでもあります。

なので、特に化管法、かなり減らしてきている中で、この先減らそうと思うと、かなりコストもかけて投資しながら減らさなきゃいけないフェーズになっているようなところも物質によっては結構あると聞いています。他方で、化審法でリスク評価等していく中で、有害性等の情報をベースに、それをうまく世の中に知らせることを通して、よりこういった物質について何らか削減を頑張らなきゃいけないというところのシグナル的なところをうまく出せば、より主体的管理というところをめり張りつけてできるのではないかとといった一つの仮説をここに書かせてもらっているという意味でありまして、これはすぐに何らかの制度という話、新たにという話ではなくて、運用の面でこういった工夫で何らかできる点があるのではないかと入れていただいているということです。

以上です。

○東海会長・小委員長　　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からは大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎておりますので、次の議題2、「化学物質審議会の審議状況等についての報告」につきまして、審議会会長として報告がございました。

事務局から資料9の説明をお願いします。

○山岡課長補佐 説明申し上げます。お手元の配付資料9をご覧くださいと思います。こちら、平成31年1月から令和2年1月までの化学物質審議会傘下の部会等の審議状況をまとめたものでして、今回の報告対象でございます。

化学物質審議会運営規程の第10条におきまして、化学物質審議会傘下の部会等での決議、議決につきましては、その内容が技術的専門事項である場合、化学物質審議会会長の同意を得て化学物質審議会の議決とすることができるとともに、その場合、審議会に報告すること、というふうにされております。

したがいまして、当該規程に基づきまして、資料9の1. のとおり、各部会等において議決を行いましたことを報告させていただきます。

また、各部会等の審議結果等については2. 以降にまとめておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○東海会長・小委員長 ありがとうございます。

本報告事項につきましてご質問等がございます場合は、お手元のネームプレートを立ててください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして意見交換を終了いたします。

本日いただきましたご意見等踏まえて、事務局におかれましては今後の化学物質管理政策を進めていただきたくお願いします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

○山岡課長補佐 東海会長・委員長及び委員の皆様、本日はまことにありがとうございました。

今後の予定といたしましては、本審議会・小委員会は年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は、各委員に連絡を差し上げたいというふうに考えてございます。

以上をもちまして、化学物質審議会及び化学物質政策小委員会の合同会合を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——